

核融合科学研究所文献複写規則

制 定 平成 6 年 6 月 7 日 規則第 5 号
最終改正 平成 2 7 年 2 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 核融合科学研究所(以下「研究所」という。)の図書室が受託する文献複写は、研究所の経費で処理するものを除き、この規則の定めるところによる。

(条件)

第 2 条 前条の文献複写は、研究又は教育の用に供することを目的とする場合で、かつ、図書室の利用に支障がない場合に限り、これを受託することができる。

(手続)

第 3 条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の文献複写申込書を核融合科学研究所図書室長(以下「図書室長」という。)に提出し、その承認を得なければならない。

(文献複写料金及びその徴収方法)

第 4 条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

2 一旦既納した文献複写料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(雑則)

第 5 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に図書室長が定める。

附 則

この規則は、平成 6 年 6 月 7 日から施行する。

附 則(平成 1 1 年規則第 7 号)

この規則は、平成 1 1 年 5 月 1 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

文 献 複 写 料 金 表

種別	区分	単位	料金
電子複写方式	A 3 版（モノクロ）	1 枚	3 5 円
	A 3 版（カラー）	1 枚	6 0 円

備考

- 1 A 3 版以下の用紙を使用する場合も A 3 版の料金とする。
- 2 電子ジャーナルから用紙への出力料金は，電子複写方式と同一料金とする。
- 3 送料は実費を徴収する。